兵庫県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領

（目的）

第１　この要領は、森林所有者、市町等の事業発注者が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

（林業経営体の定義）

第２　林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

（林業経営体の公募）

第３　知事は、毎年、意欲と能力のある林業経営体の登録を受けることを希望する林業生産活動を行っている経営体を公募するものとする。

　２　公募の時期は、年4回とし、登録の始期を4月１日、７月１日、１０月１日、１月１日とする。

（林業経営体の登録）

第４　県内に本支店等の事業所を持ち、県内において、造林、保育、伐採その他の森林施業を行う林業経営体で、別に定める登録基準に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

２　森林経営管理法第３５条の規定に定める森林経営管理実施権の設定を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された林業経営体とする。

（登録の申請）

第５　第４の1の登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式１～４）を知事に提出するものとする。

（１） 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）

（２） 組織に関する情報（職員数等）

（３） 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）

（４） 技術者・技能者数に関する情報

（５） 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）

（６） 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）

（７） 事業区域に関する情報

（８） 主伐後の再造林の確保に関する情報

（９） 生産管理の取組に関する情報

（10） 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報

（11） 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

（12） 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

（13） 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報

（14） その他知事が定める情報

２　前項の申請書には，次の（１）から（10）に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第５条第１項の計画（以下「改善計画」という。）認定を同時に申請する場合は、（１）から（６）の書類について、改善計画に添付することで提出を省略することができるものとする。

（１） 登記事項証明書又は住民票

（２） 納税証明書

（３） 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

（４） 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

（５） 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

（６） 直近３か年の貸借対照表及び損益計算書 の写し又はこれらに類する書類の写し。なお、設立から３年に満たない林業経営体である場合は、直近の全ての貸借対照表及び損益計算書の写しとする。

（７） 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請として、完成、引き渡しが完了した過去５年間の事業実績の中から、代表的なもの１件の契約書等の写し）

（８） 遵守する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の写し

　　　 また、その行動規範等の遵守のための取組を行っている場合にあっては、その取組の内容が確認できる書類

（９） 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあっては、その連携する事業者との協定書又は同意書の写し

（10） その他知事が定める書類

３　知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

４　登録申請書は、登録を希望する始期の５０日前までに（１）または（２）に申請書及び添付書類の正副２部を提出するものとする。

（１） 登録申請者の主たる事業所の所在地を管轄する県民局長もしくは県民センター長（農林（水産）振興事務所）

（２） 事業活動が複数の県にまたがる事業所の場合には、林務課長

５　登録申請書を受理した県民局長もしくは県民センター長は、内容を確認し、農林水産部長あてに登録を希望する始期の３０日前までに申請書及び添付資料を提出するものとする。

（登録の実施）

第６　知事は、第５による登録申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が別紙１に掲げる基準にすべて適合すると認めるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（様式５）に登録するものとする。

（１） 第５の１の（１）から（１４）までに掲げる事項

（２） 登録番号及び登録年月日

（３） 登録情報の変更年月日

２　次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を行わないものとする。

（１） 本要領第１１の１の（３）から（５）により登録を取り消された日から２年間を経過しないとき。

（２）本要領第１２により知事が更新の登録を行わない林業経営体について、登録期間修了後１年間を経過しないとき。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しないとき。

（４） 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるとき。

（５） 登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

３　知事は、第５の１及び２の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式６により登録申請者に通知するものとする。

４　知事は、第５の１及び２の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式６の２により関係市町長に通知するものとする。

５　知事は、第５の１及び２の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、林業経営体名簿を県ホームページにおいて公表するものとする。

（市町長による推薦）

第７　市町長は、様式７に、第５に規定する書類を添えて、別紙２に留意のうえ、知事に登録すべき林業経営体を推薦することができるものとする。

（登録の有効期間）

第８　第６の１の登録の有効期間は５年を基準とする（終期は、５年目の日を含む事業年度の末日まで）。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が認定事業主である場合は、労確法に基づく改善計画と終期を合わせることができる。

 ２　登録経営体は，登録の有効期間の更新を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第９　登録経営体は、第５の１の（１）の基本情報に変更があった場合は、知事に変更届出書（様式８）を提出しなければならない。

２　登録経営体は、第５の１の（２）から（１４）に定める事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に変更届出書（様式８）を提出することができるものとする。

３　知事は、第９の１から２までの規定に基づく変更届出があった場合は、その内容が第５の１に定める基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。

４　前項の規定による登録を行った場合は、第６の３及び４の規定を準用するものとする。

（事業実施状況報告）

第１０　登録経営体は、毎年度の事業実施状況について、事業実施状況報告書（様式９）により、当該報告に係る事業年度終了後、３ヶ月を超えない日までに、知事に報告しなければならない。

（登録の取消）

第１１　知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

（１） 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

（２） 登録経営体からの申し出があった場合

（３） 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

（４）コンプライアンスの確保に関する誓約書について、該当事項が発生したとき

（５） その他知事が定める場合

 ２　知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を林業経営体名簿取消通知書（様式１０）により登録経営体に通知するものとする。ただし、第１１の１の（１）に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

３　知事は、第１１の２の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式１０の２により関係市町長に通知するものとする。

（更新の条件）

第１２　次の各号すべてに該当するときは、知事は更新の登録を行わないものとする。

（１）３年目及び４年目の実績（登録期間が５年未満の場合は、目標とする事業年度の前々年及び前年）が、別紙１に掲げる基準（１）生産量の増加についての目標とする事業年度の計画に対して８割を下回る場合

（２）目標とする事業年度（最終年度）の実績が、第３四半期時点で計画の６割を下回る場合。

附則

この要領は、令和元年６月２８日から施行する

この要領は、令和元年１１月１日から施行する

この要領は、令和３年４月１日から施行する

この要領は、令和４年４月１日から施行する

この要領は、令和５年１月１日から施行する

別紙１

法第36条第２項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準の考え方

法第36条第２項に規定する要件に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

以下において民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者」とする。

１　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(１)～(９)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

ただし、(２)～(７)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含めて差し支えないものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 考え方 | 適用 |
| 素材生産 | 造林保育 |
| (1)生産量の増加 | 素材生産に関し、生産量を一定の割合以上増加させる目標を有していること。なお、生産量の実績が一定の水準以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。 | 「一定の割合」については、素材生産量が、５年目で概ね２割又は３年目で概ね１割とする。「一定の水準」については、素材生産量5,000m3/年とする。 | ○ |  |
| (2)生産管理又は流通合理化等 | 以下のいずれかに取り組んでいること。・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等 |  | ○ |  |
| (3)造林・保育の省力化・低コスト化 | 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。 |  |  | ○ |
| (4)主伐後の再造林の確保 | 以下の両方に該当すること。・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 | 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。　ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。　「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とすること。 | ○ | ○ |
| (5)生産や造林・保育の実施体制の確保 | 素材生産又は造林・保育に関して３年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が３年以上であること。 | 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「３年以上」は連続していることを要さない。 | ○ | ○ |
| (6)伐採・造林に関する行動規範の策定等 | 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。 | 「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 | ○ | ○ |
| (7)雇用管理の改善及び労働安全対策 | 以下のすべてを満たしていること。・林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく兵庫県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。・県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等を年１回以上受講していること。・労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。・以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。健康保険法第48条の規定による届出厚生年金保険法第27条の規定による届出雇用保険法第7条の規定による届出 | 「第４条に基づく・・・（略）・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、例えば以下の取組である。・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休２日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 | ○ | ○ |
| (8)コンプライアンスの確保 | 以下のいずれにも該当しないこと。・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者・（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 | 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。 | ○ | ○ |
| (9)常勤役員の設置 | 法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して３年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う |  | ○ | ○ |

２　経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

　次の２つの両方を満たしていること。

（１）直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

（２）経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

（考え方）

「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。

・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が０％未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近３年間において全てマイナスという状態になっていないこと。

・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近３年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。

・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

別紙２

市町長による推薦に係る留意事項

１　推薦する林業経営体が、兵庫県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領（以下「実施要領」という。）別紙１に掲げる基準（１）～（８）すべてに適合していること。

２　推薦する林業経営体が実施要領別紙に掲げる基準（９）に適合しない場合は、当該団体の経営管理及び財務管理が行われていることを担保する方法について、様式７の「５　経営管理及び財務管理が行われていることを担保する方法」に記載すること。

　○市町長が推薦する林業経営体が、経営管理及び財務管理が行われていることを担保する方法例

　　・財務管理：年１回以上外部監査等を実施

　　・経営管理：中小企業診断士等による経営診断の実施（５年に１回以上）

３　上記２について、実施結果を実施要領第１０に規定する事業実施状況報告にあわせて報告すること。